

平成27年度 山梨県農村環境保全向上対策検討委員会会議録

平成27年7月8日

1 日時 平成27年7月8日(水) 午後2時～4時

2 場所 山梨県恩賜林記念館1階東会議室

3 出席者(敬称略)

(委員) 島袋委員 深澤委員 渡辺委員 田中委員 保坂委員
仲澤委員 馬場委員

(事務局) 農政部 大熊次長 伏見農村振興課長
農村振興課:小林課長補佐 佐藤課長補佐
古屋副主幹 木村技師
山梨県多面的機能推進協議会:竹川事務局長

4 傍聴者の数 0人

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) あいさつ(農政部 大熊次長)
- (4) 議事
- (5) 閉会

6 会議に付した事案の案件【公開】

- (1) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律について
- (2) 平成26年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況について
- (3) 中山間地域等直接支払制度第4期対策特認基準について
- (4) 平成26年度多面的機能支払交付金の実施状況について

7 議事の概要

(座長) それでは、議題に入りたいと思います。

まず事務局から説明いただき、その後、委員の皆様方のご意見を賜りたいと思います。

それでは、(1)の「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」について」を事務局より説明願います。

(事務局より説明) 資料1による

(座長) どうもありがとうございました。

ご意見・ご質問があるでしょうか。

(委員) 昨年度まで予算措置の制度で、今年度から法律化されたとのことだが、具体的に取組への支援に対して変わったことはあるか。

従前から、事務の簡素化等が問題になっていたと思う。

(事務局) H26 から日本型直接支払制度になり、中山間直払は H27 から 4 期対策が始まった。書類については若干簡素化され、超急傾斜加算等、地域格差を埋める為の新たな加算制度が加わった。多面的機能支払についても、事業主体が活動組織になり、交付金交付ルートが変更された。

(委員) 農業農村の保全というのは、長年指摘されてきた課題であり、今年から法律化したことは、何かきっかけがあったのか。TPP などが影響しているのか。

(事務局) 深いところは不明だが、農業農村の問題は、平成の初めから議論されていた。平成 26 年度から、農業の改革として新たな農業・農村政策がスタートし、産業政策、地域政策を車の両輪として力を入れて推進していることから、法制化されたのではないかと。日本型直接支払は、地域政策に位置づけられている。

(委員) 法律に基づく、県の基本方針の内容はどのようなものか。

(事務局) 基本方針の項目を説明

(座長) それでは、2 番目の議題に移らせていただきます。

(2) の「中山間地域等直接支払制度第 4 期対策の実施状況について」を事務局より説明願います。

(事務局より説明) 資料 2 による。

(座長) どうもありがとうございました。
ご意見、ご質問があるでしょうか。

(委員) 協定の実績を見ると、数字に大きな変化はないが、この先第 4 期の 5 年間、協定数等の目標は県または市町村であるのか。また、目標数値について法律に示されているのか。

(事務局) 県では、4,300ha を目標に掲げている。H26 実績は 4,099ha。

(委員) 4,300ha という目標は、これくらいなら可能という数値なのか、それとも耕作放棄地を増やさないための数値なのか。

(事務局) 中山間直払の要件に沿った対象面積は、5,100ha あり、その中で、1 期 2 期対策を通して 4,500ha が取り組んだ。しかしその後、高齢化等の影響を受けて、4,100ha 程度まで減少してしまった。減少した面積 400ha のうち、半分は取組を再開してもらおうという考えで、4,300ha としている。

(委員) 集落連携加算の、広域化支援は、本制度に取り組まない地域も含まれるという仕組みであるが、本県に該当箇所はあるのか。

(事務局) H26時点で、広域化支援を受けている地区はなし。小規模・高齢化集落支援を受けている地区は4地区(北杜3地区、富士川1地区)あり、関東管内では山梨県だけの実施となっている。

(委員) 早川は高齢化が厳しい町であるが、市町村、行政区を越えて制度を実施することはできるのか。

(事務局) 市町村長が認定するものなので、基本的には不可。

(委員) 体制整備のB要件が、良い内容だと思うが、H26実績は0ということで、実際に取り組むのは厳しいのか。

(事務局) 女性が中心となって農家レストランを運営している地域で検討中。

(座長) それでは、3番目の議題に移らせていただきます。
(2)の「中山間地域等直接支払制度第4期対策の実施結果について」を事務局より説明願います。

(事務局より説明) 資料3による

(座長) どうもありがとうございました。
ご意見、ご質問があるでしょうか。

(委員) 新しく特認地域に追加された地域で、協定締結の見込みはあるか。

(事務局)今のところ聞いていない。高齢化もあるが、(3)の基準の場合は、1/50の傾斜要件もあるため、対象農用地は限られる。

(座長) それでは、4番目の議題に移らせていただきます。(4)の「平成26年度多面的機能支払交付金の実施状況について」を事務局より説明願います。

(事務局より説明) 資料4による

(座長) どうもありがとうございました。ご意見・ご質問があるでしょうか。

(委員) 本制度で、鳥獣害施設に関する取組は可能なのか。

(事務局) 農用地を守る施設であるため、取組の対象になる。

(委員) 農村環境保全のための活動における植栽活動というのは、農業が作り出す本来の景観形成とは異なるため、内容について疑問を感じる。

(事務局) 農業が作り出す景観形成とは異なるが、地域が共同で景観形成活動を行うことで、意識を高め、農業農村の保全につなげていけば理想的だと思う。

(委員) 多面的機能の目標面積はあるのか。また、本県の取組状況は全国的に見てどのような状況か。

(事務局) 目標面積は、中山間に取り組む地域の中で、多面的に取り組んでいない地域への推進を考え、10,000haの目標を掲げている。本県のカバー率27%は、関東の中では高い水準だが、国が掲げる全国の目標は58%であるため、まだまだ推進が必要といえる。

(委員) 書類は簡素化されているのか。

(事務局) 実質的な簡素化にはなっていないのが実情。法制化され、3制度の申請書は一つになったが、添付書類は従来と変わらないため、実質的な簡素化には繋がっていないと言える。

(委員) 私の地域でも取り組んでいるが、制度の主旨、内容が末端まで伝わっていない。周知についてはどのような方法をとっているのか。

(事務局) 市町村への説明会、市町村からは各集落への説明会を開催し、制度の周知をしているが、各市町村、集落の代表者によっても温度差があるため、末端まで浸透していないという実情は把握している。パンフレットの配布、ホームページへの情報公開をしているが、制度の周知方法について、見直す必要がある。

(事務局) 活動組織を集めた研修会の開催も計画しているため、多くの集落に参加していただき、制度の浸透を図りたい。

(座長) どうもありがとうございました。
それでは、5番目の「その他」ですが、事務局から何かございますか。

(事務局) 特にございません。

(座長) それでは、これで本日用意した議事がすべて終了いたしました。以上で議事を閉じたいと思います。 議事進行に御協力いただきありがとうございました。